

春日市営住宅跡地の売却に係る公募の実施について

総務部 契約管財課

電話 0284 - 20 - 2118

都市建設部 建築住宅課

電話 0284 - 20 - 2198

1 趣旨

春日市営住宅跡地を宅地分譲に関する知識、経験を持った民間事業者に現状有姿のまま売却し、併せて、周辺道路等の整備を一体的に行った後に、子育て世帯の移住、定住を促進する住宅地分譲を行っていただくものです。

2 売却物件

(1) 土地の区画及び所在地番等

No.	物件所在	地番	公簿地目	土地面積
				公簿 m ²
1	足利市山下町字入沢	1490 番 7	宅地	2,904.58
2	足利市山下町字入沢	1490 番 8	宅地	8,133.74
合 計				11,038.32

(2) 用途地域等

区域区分 市街化区域
用途地域 第一種住居地域
防火地域 指定なし
建ぺい率 60%
容積率 200%

3 売却に当たっての諸条件

- (1) 売却地は、戸建て専用住宅用地として分譲してもらいます。
- (2) 上記 2 (1) に示す 2 区画を一括して売却します。
- (3) 地下埋設物の撤去及び周辺道路等整備工事を行ってもらう条件付きでの売却となり、現状有姿のまま引き渡します。

4 予定価格等

(1) 土地売却価格

土地売却価格は、事業者が市に支払う金額で、土地の鑑定評価額から地下埋設物撤去費用を差し引いた金額とします。

(2) 周辺道路等整備費用

周辺道路等整備費用は、市が事業者を支払う金額で、本来、市が行うべき周辺道路等の整備工事に要する費用とします。

(3) 予定価格

土地売却価格から周辺道路等整備費用を差し引いた金額▲4,800万円を予定価格とします。

5 主な参加資格

(1) 資格経験等 ア～キ全てを満たす法人とします。

区分	要件
宅地建物取引業法の規定に基づく宅地建物取引業者	ア 足利市内に、宅地建物取引業法第3条の規定に基づく免許を有する本店があること。
	イ 足利市内において、宅地分譲としての都市計画法第32条協議を伴う雨水浸透施設を設置した開発行為の実績があること。
建設業法の規定に基づく土木工事業者	ウ 足利市内に、建設業法第3条の規定に基づく本店があること。
	エ 足利市の令和3・4年度入札参加資格(建設工事)において、次の認定を受けていること。 工種：土木一式工事 許可：特定建設業 格付：A級
建設業法の規定に基づく管工事業者	オ 足利市内に、建設業法第3条の規定に基づく本店があること。
	カ 足利市の令和3・4年度入札参加資格(建設工事)において、次の認定を受けていること。 工種：管工事 許可：特定建設業又は一般建設業
	キ 過去15年間に足利市水道事業発注の管工事を元請けとして受注し、完成引渡しを行っていること。

なお、宅地建物取引業者を代表企業とし、市内企業と共同で申請する場合、2者又は3者による申請も可とします。この場合においては、代表企業の地域要件を緩和し、足利市内に支店があること又は栃木県内に本店があることとします。

6 申込手順

募集要項配布期間	令和3年9月1日（水）～11月10日（水）
現場確認期間	令和3年9月22日（水）～9月29日（水）
参加申請期間	令和3年9月22日（水）～10月5日（火）
見積書提出及び即時開封	令和3年11月11日（木）

7 契約方法

公募型の見積り合わせとし、土地売却価格と周辺道路等整備費用を比較して、市にとって最も有利な額を提示した事業者を契約の相手方とします。

8 議会の議決

市有財産売買契約では、市が見積もった土地売却価格が2,000万円を超えているため議会の議決が必要となります。

9 今後の予定

令和3(2021)年	9月	募集要項配布開始
	11月	候補者の決定、仮契約
	12月	市議会議決、本契約